近年、障害者などの政治参加から排除されたグループを、いかに政治的に包摂しうるかという点に注目が集まっている（Schur, Kruse, and Blanck, 2013; Savery, 2015; Ryan, Henderson, and Bonython, 2016）。これまでの研究では、多くの障害者が投票する能力と意思をもっていながら投票に必要な知識や情報の不足、投票に必要なサポートの不足などによって投票できないことが明らかにされてきたが（井上,1993; Schriner, Ochs, and Shields, 1997; Schriner and Ochs, 2000; Scotch, 1988, 2001; Kjellberg 2002; Argan and Hughes, 2013; Argan, MacLean, and Kitchen, 2016; Bell and Horsler, 2003; Femec, Kis-Glavas, and Masic, 2017）、本稿で注目するのは政治参加のもっとも基本的な条件である選挙権である。

選挙権は民主主義の重要な構成要素である。しかしながら、多くの民主的な国々でさえ、知的障害がある、精神障害がある、認知能力が低下しているなどの理由により、選挙権が制限されることがある。選挙権の制限は、典型的には、成年後見制度を利用している者や裁判所によって法的能力が制限される者に対する選挙権の制限という形で現れる（Beckman, 2012, pp.167-171; European Union Agency for Fundamental Rights, 2010, p.15）。具体的には、1990年代、十分に民主的であると評価できる63か国の選挙法について調査を行った結果によると、精神障害者や知的障害者の選挙権を制限しないのは4か国のみであることが示された（Massicotte, Blais, and Yoshinaka, 2003, pp.17-27）。もっとも、近年では、このような機能障害に由来する行為能力の低下を理由とした選挙権の制限は見直されつつある。詳しくはのちに検討するが、2000年代の後半の時点で、これらの理由で選挙権を制限しないのは、日本を含む11か国まで増加した。